

愛媛県美術館本館電話交換設備更新業務 仕様書

1 目的

本事業は、愛媛県美術館本館の電話交換設備の更新により老朽化による故障を未然に防止し、県民等からの美術館への問合せや関係先及び館内の連絡に不可欠な電話機能を確保し、美術館での展示会や事務・研究事業等の円滑な実施と、電話機能不備による損失の発生の未然防止を図るものである。

2 場所

愛媛県松山市堀之内
愛媛県美術館本館 本館

3 期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

4 業務内容

本業務は、本館電話交換設備の更新を行うものであり、更新後の設備の仕様は別紙のとおりである。

5 提出書類

本業務について、受注者は下記の関係書類を提出すること。
なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表(契約締結後速やかに提出すること。)
- (2) 完了届(事業完成後速やかに、作業写真及び関係図書を添付して提出すること。)
- (3) 処理業者が作成したマニフェスト票(D票またはE票)の写し
(処分した廃棄物の種類・廃棄量がわかるものを添付すること。)
- (4) その他指示された書類

6 その他

- (1) 本業務は、契約書及び本仕様書に基づき、美術館職員(発注者)の指示により施工するものである。
- (2) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、更新に必要なことについては、請負者の責任において施工すること。
- (3) 施工の際に建物等に損傷を生じた場合は、早急に見栄えよく補修を行うこと。
- (4) 更新中又は更新後に生じた不良箇所では明らかに受注者の責に起因すると認められる場合は、速やかに改善すること。
- (5) 各機器は、良質な材料で構成し、丈夫で信頼性、耐久性に富んだものを使用するとともに、ケーブル等の接続、機器類の保守、点検、修理が容易なものとすること。
- (6) 不要な発生材は、請負者において関係法令等に従い適切に処理すること。
- (7) 施工現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (8) 施工上疑義が生じた場合は、美術館担当者(発注者)と協議のうえ、決定すること。

品 名	品質・規格等 (参考品番)		数 量	備 考
1 機材費			1 台	
(1) 電話交換機本体	A s p i r e 6			
(2) 電話機他				
24ボタン多機能電話機	D T G - 2 4 D - 1 D (WH)		11 台	
一般電話機			62 台	既設流用
4回線音声応答装置	A T - 4 0 0 0 N		1 台	休日案内に使用 (休日を登録)
(3) 材料			1 式	
2 工事費			1 式	
3 諸経費				
(1) 車両費・交通費・宿泊費			1 式	
(2) 産廃処理			1 式	
(3) 一般管理費			1 式	

(注1) 品質、規格等に記載の参考品番と同等以上の機能を有するものとする。

(注2) 電話交換機は、外線着信時に通話を録音する旨のメッセージの送出及び録音が可能なものとし、同機の更新時に同機能の設定を行うこと。

なお、録音時間は200時間以上とする。

ただし、「4回線応答装置(AT-4000N)」は、休日案内に使用するため、電話交換機の本体機能（機能を有していない場合は追加機器を導入）により、メッセージの送出及び録音の設定を行うこと。